

高島市在宅育児支援事業（ご案内）

高島市では、1歳児・2歳児を日中家庭で子育てする保護者等に対し、安心して在宅での育児が行え、充実した子育て期を過ごしていただくことを目的に、在宅育児支援事業給付金を支給しています。



対象の幼児

次のすべての要件を満たす幼児が、支給対象幼児となります。

- ☑ 市内に住所を有し、現に居住している1歳児・2歳児¹
- ☑ 教育・保育認定または子育てのための認可外保育施設等利用給付認定を受けていないこと。²
- ☑ 里親等への委託または児童福祉施設等へ入所していないこと。

<令和6年度の対象幼児>

1歳児 令和3年4月2日～ 令和4年4月1日生まれ

2歳児 令和4年4月2日～ 令和5年4月1日生まれ



支給の対象者

次のすべての要件を満たす方が、支給対象者となります。

- ☑ 児童手当または特例給付受給者であること。^{3 4}
- ☑ 市内に対象幼児と同じ住民登録を有し、現に居住するもの
- ☑ 職場復帰を前提とした育児休業給付金、その他それらに類する給付金を父母ともに受給していないこと。
- ☑ 生活保護の受給者でないこと。
- ☑ 支給対象者および同一世帯に市税の滞納がないこと。

入園申し込みをしている場合でも、認定期間以外は対象となります。

¹ 4月1日時点の満年齢が基準となります。（認定こども園等のクラス年齢）

² 教育・保育認定または認可外保育施設等利用給付認定を受けている期間は、対象外となります。

³ 児童手当等の受給者が幼児と同居しておらず、幼児と同居する他の養育者がすべての要件を満たす場合、その者を支給対象者とします。

⁴ 同居する者が複数いる場合は幼児の父母を、幼児の父母が同居していない場合は、生計を維持する程度が最も高い者を養育者とみなします。



支給の内容・方法



1. 支給の内容

対象の幼児1人あたり 月額30,000円

2. 支給対象となる期間

原則、申請月の翌月分から支給対象となります。

※ 申請月の1日時点で要件を満たす場合は、当月分から支給対象となります。

例1 4月1日時点で要件を満たす →4月分以降が支給対象

例2 4月2日時点で要件を満たす →5月分以降が支給対象

例3 6月1日時点で要件を満たすが、7月2日以降に申請した →7月分以降が支給対象

3. 支払いについて

令和6年度の定期払いのスケジュールは、次のとおりです。※申請者本人の口座に振込

回数	支払い月	支給対象期間
第1回	8月15日	令和6年4月～7月分
第2回	12月16日	令和6年8月～11月分
第3回	翌年4月	令和6年12月～令和7年3月分

※ 4月の支払日は毎年中旬を予定しています。(事前に支払い通知を送ります。)

※ 申請日や審査の状況により、支払日が末日に変わる場合があります。(随時払い)

4. その他

本給付金は、課税対象所得(雑所得)となります。

確定申告または**市県民税の申告**が必要ですのでご注意ください。

● 必要書類 ●

- ① 高島市在宅育児支援事業給付金支給認定申請書(様式第1号)
- ② 申請者、申請者の配偶者および幼児の健康保険証の写し
- ③ 申請者と幼児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、続柄を確認できるもの
- ④ 育児休業給付金受給申請状況証明書(様式第2号)または宣誓書(様式第3号)
- ⑤ 対象の幼児に係る児童手当等の受給を証明する書類
(児童手当を高島市役所子育て政策課以外から受給している場合)
- ⑥ 申請者の口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)
- ⑦ 雇用保険被保険者証の写し(添付可能な場合)
- ⑧ その他市長が必要と定める書類

※ 前年度から継続して受給する方は、変更がない場合、③～⑦の提出を省略できます。

申請受付・問い合わせ先

高島市子ども未来部 子育て政策課(高島市役所 新館2階)

電話 0740-25-8136

制度詳細はこちら

